

H19.3.8 知財高裁 H18（行ケ）10277号 審決取消請求事件

要約)

審決が認定した「当接」の用語の意義の認定は誤りであると判示した事案。

本件発明2は、記録媒体用ディスクの収納ケースである。

請求人が無効審判を申し立てたところ、特許庁は、「本件請求項2に係る発明は、180°開いた状態において前記カバ一体(3)におけるヒンジ結合側端縁部は前記保持板(2)のヒンジ結合側端縁部と当接可能になっているのに対して、甲第1号証の発明には、そのような記載はない点。」が本件発明2と引用発明(甲1発明)の相違点であると認定した。ここで「当接」という用語の意義は、被請求人の主張する「カバ一体と保持体とが不慮の開き方向の外力が作用したとき、当接状態を乗り越えてカバ一体と保持板との相対回動を許容する当接」、つまり“当接後の相対回動を許容する当接”であると認定し、引用発明には“当接後の相対回動を許容しない当接”しか示されていないこと等を根拠として、本件発明2の進歩性を肯定した。

これに対し、知財高裁は、「当接」という用語は、一般的に用いられる言葉ではないものの、「当」「接」の意味から、「当たり接すること」であると認定した。次に請求項の記載内容の検討を行い、請求項2の「当接」はカバ一体と保持板が180°を超えて相対回動することを前提としていないこと、請求項2にて他に用いられている「当接」は単に「当たり接すること」を意味するものと解さざるを得ないこと、「当接」の用語の技術的意義が明確に理解することができないとして、本件訂正明細書及び図面を参酌するとしても、請求項2の「当接」は「当たり接すること」を意味するにとどまるものと認定し、審決の行った「当接」の用語の意義の認定は誤りであると判示した。

以 上

(弁護士 井上 義隆)